

ご提出頂かないと、

就学支援金の 審査ができません！

◆ 次の書類を、事務室に提出してください。

※ 申請されない方でも、申請の意思の確認のため、「就学支援金確認票（マイナンバー用）」は必ず提出してください。

- 1 就学支援金確認票（マイナンバー用）
- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号）
- 3 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本

※ 令和4年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。

◇ 書類の記載にあたって、特に次の確認項目は、正確に記載してください。
記載内容に誤りがあると、審査が遅れる原因となります。

- ・ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（裏面）の保護者氏名、生年月日
- ・ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（裏面）の令和4年1月1日時点の住所地

※ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類は、以前にご提出いただいているため、再度ご提出いただく必要はありません。

◆ 令和3年の所得について、税申告はしていますか？

◇ 税申告が済んでいない場合は、速やかに申告をする必要があります。

令和4年度の税額（令和3年1月1日～12月31日の所得）で審査します。

マイナンバーにて税情報の取得を行いますが、税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）。

（参考）就学支援金制度とは？

◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、
30万4,200円未満（年収約910万円未満）の方

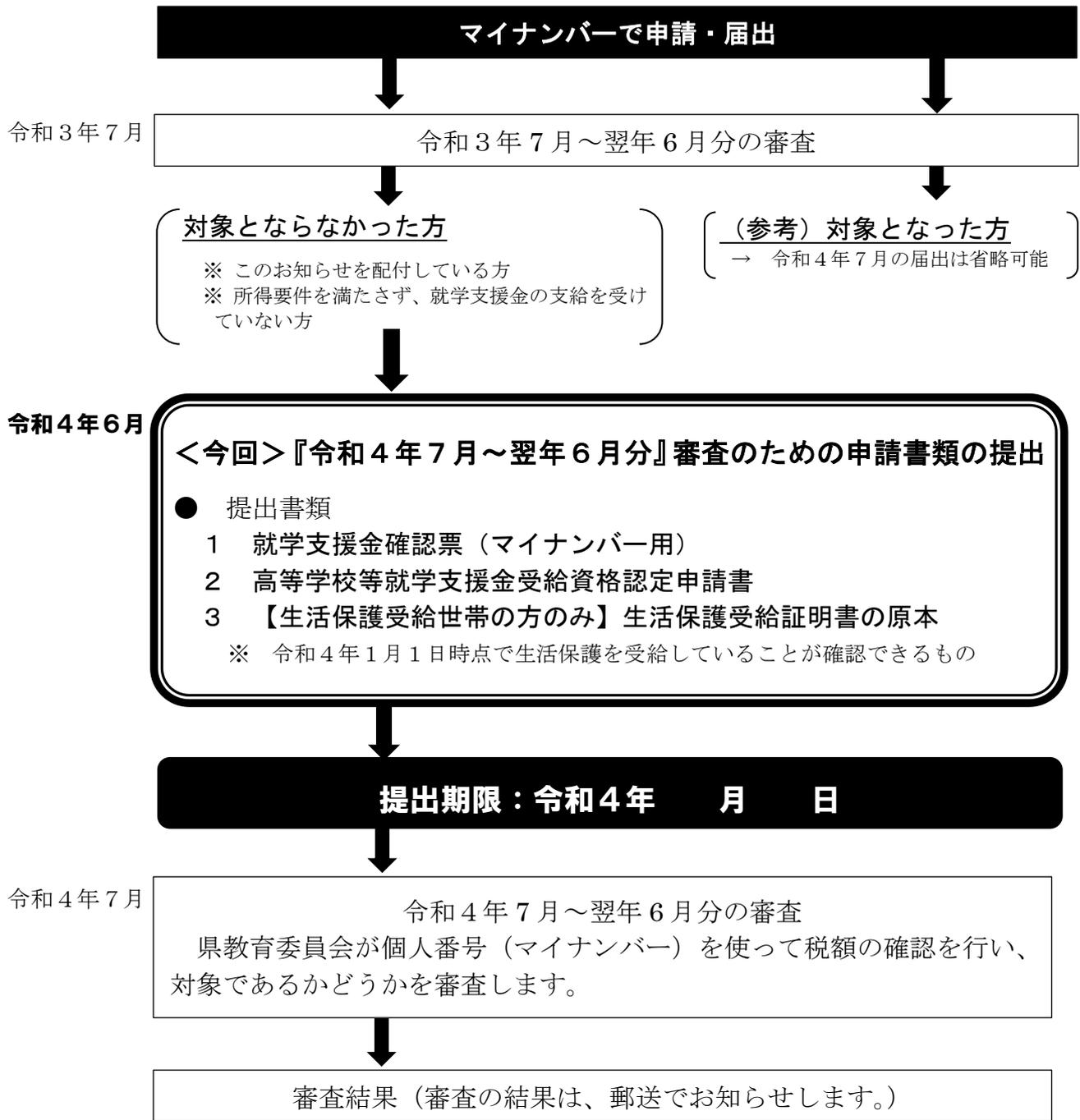
【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※令和4年7月分～令和5年6月分の審査において、支給対象となる生徒等が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成18年1月2日～4月1日生まれの生徒が該当）下記の計算式により対象世帯を判定します。

【計算式】（市町村民税の課税標準額-33万円） × 6%-市町村民税の調整控除の額

◆ 就学支援金（令和4年7月～翌年6月分）のスケジュール



（参考）家計急変世帯への支援について（授業料免除）

◇ 家計急変世帯への支援とは？

- 高等学校等就学支援金の審査において、年収約910万円以上の世帯のため、支給の対象にならず、授業料を負担いただく方であっても、その後の事情により、家計急変（収入の激減）の事由があった場合は、一定の要件を満たせば授業料免除制度の対象になります。
- 家計急変世帯への支援の詳細については、事務室へお問合せください。

問合せ先 神奈川県立〇〇〇〇学校 事務室 電話 000-0000-0000

確認事項3

● **確認事項2の提出書類は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。**

● 奨学給付金（神奈川県高校生等奨学給付金）とは？

生活保護受給世帯または住民税所得割非課税の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金（返還不要）を支給する制度です。

<参考> 県のホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

● 奨学給付金の支給を受けるためには、別途申請が必要です。

● 申請には、生活保護受給証明書、個人番号（マイナンバー）がわかる書類または課税証明書等が必要です。

● 申請方法等は、学校から別途ご案内します。（6月下旬頃）

● 就学支援金の申請で個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出した場合、奨学給付金の申請で、個人番号（マイナンバー）がわかる書類を再度提出する必要はありません。

● 支給対象となる可能性がある世帯の方には、学校からご連絡させていただく場合があります。

年 月 日

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒		
	都道府県		市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立		学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	神奈川県立 学校	(うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。				
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合			
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td>親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	イ
ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合			
イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等			
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）			
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合			
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td>主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等</td> </tr> </table>	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	イ
ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合			
イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等			
⑥	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等			
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。				
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合			

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都 道 府 県	市 区 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

この申請書を作成した日を記載してください。

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、
に関する事項について、届け出ます。

【いずれかに「レ」をしてください。】

・初めて就学支援金を申請する方は「申請書（初回時）」に、「レ」を記載してください。

・これまでに就学支援金を受給したことのある方は「届出書（2回目以降）」に「レ」を記載してください。

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容

確認の上、2箇所必ず

この申請書又は届出書に添付の

レ印を付けてください。

支給をさせた場合は、不正利得の徴

金

00万円

以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	ぼんごう		こたろう	
生徒の氏名	姓	番号	名	子太郎

生徒の氏名、ふりがな、
生年月日、住所を記載してください。

生徒の生年月日	平成18年8月15日
生徒の住所	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通り1000
保護者等の電話番号	父090-0000-0000 母080-0000-0000
保護者等の電子メールアドレス	XXXXXXXXXXXX@XXXXX.XX.XX
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立〇〇学校

電話番号は、日中連絡が取れる連絡先を、保護者全員分記載してください。
電子メールアドレスは、連絡がとれるものを一つ記載してください。

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

現在在学している高等学校等に入学（転入学）した日等を記載してください。		課程・学科
①現在通っている高等学校等の在学期間	神奈川県立〇〇学校 （うち支給停止期間等） ～ 年 月 日 ～ 年 月 日	①高等学校（全日制）
②過去に別の高等学校等に在学していた場合	立 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

過去に高等学校等に在学していた場合に記載してください。

